

高山市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード(令和6年6月から)

訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 1176 単位	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	39 単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合 2349 単位		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		日割の場合	77 単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合 3727 単位		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		日割の場合	123 単位	123	1日につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算			
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1回/限度	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 158/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 142/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 139/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		所定単位数の 121/1000 加算			
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		所定単位数の 118/1000 加算			
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		所定単位数の 76/1000 加算			

高山市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード(令和6年6月から)

通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
A6 1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,798 単位	1月につき
A6 1112	通所型独自サービス11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	59 単位	1日につき
A6 1121	通所型独自サービス12	事業対象者・要支援2	3,621 単位	1月につき
A6 1122	通所型独自サービス12日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	119 単位	1日につき
A6 C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	18 単位減算 -18 1月につき
A6 C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	1 単位減算 -1 1日につき
A6 C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12	事業対象者・要支援2	36 単位減算 -36 1月につき	
A6 C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	事業対象者・要支援2	1 単位減算 -1 1日につき	
A6 D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	18 単位減算 -18 1月につき
A6 D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	1 単位減算 -1 1日につき
A6 D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援2	36 単位減算 -36 1月につき
A6 D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援2	1 単位減算 -1 1日につき
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1日につき
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1日につき
A6 8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1回につき
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 376 単位減算 -376 1月につき
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2 752 単位減算 -752 1月につき
A6 5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	47 単位減算 -47	片道につき
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100 単位加算	100 1月につき
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240 単位加算	240
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50 単位加算	50
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200 単位加算	200
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算 150
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ	ト 口腔機能向上加算	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算 160
A6 6310	通所型独自サービス一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算	480 単位加算	480
A6 6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 88 単位加算 88
A6 6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2 176 単位加算 176
A6 6107	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅠ	リ サービス提供体制強化加算	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 72 単位加算 72
A6 6108	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅡ	リ サービス提供体制強化加算	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2 144 単位加算 144
A6 6103	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅠ	リ サービス提供体制強化加算	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 24 単位加算 24
A6 6104	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅡ	リ サービス提供体制強化加算	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援2 48 単位加算 48
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算 100
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	ヌ 生活機能向上連携加算	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算 200
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算 20 1回につき
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算 5
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算	40 単位加算	40 1月につき
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 92/1000 加算
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 90/1000 加算
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 80/1000 加算
A6 6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64/1000 加算
A6 6381	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅠ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 81/1000 加算
A6 6382	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅡ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 76/1000 加算
A6 6383	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅢ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 79/1000 加算
A6 6384	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅣ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 74/1000 加算
A6 6385	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅤ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 65/1000 加算
A6 6386	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅥ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 63/1000 加算
A6 6387	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅦ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 56/1000 加算
A6 6388	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅧ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 69/1000 加算
A6 6389	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅨ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 54/1000 加算
A6 6390	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅩ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 45/1000 加算
A6 6391	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅪ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 53/1000 加算
A6 6392	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅫ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 43/1000 加算
A6 6393	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅬ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 44/1000 加算
A6 6394	通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅭ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 33/1000 加算

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
A6 8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,798 単位	1月につき
A6 8002	通所型独自サービス11日割・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	59 単位	1日につき
A6 8011	通所型独自サービス12・定超	事業対象者・要支援2	3,621 単位	1月につき
A6 8012	通所型独自サービス12日割・定超	事業対象者・要支援2	119 単位	1日につき

定員超過の場合
× 70%

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
A6 9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,798 単位	1月につき
A6 9002	通所型独自サービス11日割・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	59 単位	1日につき
A6 9011	通所型独自サービス12・人欠	事業対象者・要支援2	3,621 単位	1月につき
A6 9012	通所型独自サービス12日割・人欠	事業対象者・要支援2	119 単位	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合
× 70%

高山市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード(令和6年6月から)

通所型サービス(独自/定率)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A7	1071	短時間デイサービス1・7割	事業対象者・要支援1	3割負担	1週間につき1回まで	177 単位	177	1回につき
A7	1073	運動器機能向上加算1・7割			1月につき4回まで	56 単位	56	1回につき
A7	1074	入浴加算1・7割			1週間につき1回まで	50 単位	50	1回につき
A7	1075	送迎加算1・7割		1週間につき2回まで	47 単位	47	片道につき	
A7	1081	短時間デイサービス1・8割		2割負担	1週間につき1回まで	177 単位	177	1回につき
A7	1083	運動器機能向上加算1・8割			1月につき4回まで	56 単位	56	1回につき
A7	1084	入浴加算1・8割			1週間につき1回まで	50 単位	50	1回につき
A7	1085	送迎加算1・8割			1週間につき2回まで	47 単位	47	片道につき
A7	1091	短時間デイサービス1・9割		1割負担	1週間につき1回まで	177 単位	177	1回につき
A7	1093	運動器機能向上加算1・9割			1月につき4回まで	56 単位	56	1回につき
A7	1094	入浴加算1・9割			1週間につき1回まで	50 単位	50	1回につき
A7	1095	送迎加算1・9割			1週間につき2回まで	47 単位	47	片道につき
A7	1171	短時間デイサービス2・7割		要支援2	3割負担	1週間につき2回まで	177 単位	177
A7	1173	運動器機能向上加算2・7割	1月につき4回まで			56 単位	56	1回につき
A7	1174	入浴加算2・7割	1週間につき2回まで			50 単位	50	1回につき
A7	1175	送迎加算2・7割	1週間につき4回まで		47 単位	47	片道につき	
A7	1181	短時間デイサービス2・8割	2割負担		1週間につき2回まで	177 単位	177	1回につき
A7	1183	運動器機能向上加算2・8割			1月につき4回まで	56 単位	56	1回につき
A7	1184	入浴加算2・8割			1週間につき2回まで	50 単位	50	1回につき
A7	1185	送迎加算2・8割			1週間につき4回まで	47 単位	47	片道につき
A7	1191	短時間デイサービス2・9割	1割負担		1週間につき2回まで	177 単位	177	1回につき
A7	1193	運動器機能向上加算2・9割			1月につき4回まで	56 単位	56	1回につき
A7	1194	入浴加算2・9割			1週間につき2回まで	50 単位	50	1回につき
A7	1195	送迎加算2・9割			1週間につき4回まで	47 単位	47	片道につき

高山市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード(令和6年6月から)

介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・要支援2	442 単位	1月につき		
AF	2112	介護予防ケア高齢者虐待防止未実施減算		高齢者虐待防止措置未実施減算	438 単位		438	
AF	2113	介護予防ケア虐待防止・計画未策定減算		4単位減算	業務継続計画未策定減算 4単位減算		434 単位	434
AF	2114	介護予防ケア業務継続計画未策定減算		業務継続計画未策定減算	4単位減算		438 単位	438
AF	2151	介護予防ケアマネジメントB	委託による訪問型サービスA、通所型サービスA(にこにこ教室)のみ利用する場合		256 単位	256		
AF	1004	介護予防ケアマネジメント初回加算	ロ 初回加算		300 単位加算	300		
AF	1006	ケアマネジメント委託連携加算	ハ 委託連携加算		300 単位加算	300		